

○津山工業高等専門学校特別聴講生規程

平成21年 2 月24日

規 程 第 4 号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第53条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(名称)

第2条 本校と単位互換協定を締結した大学等(短期大学, 高等専門学校を含む)の学生で、本校において開設する授業科目の聴講を志願する者を特別聴講生と呼ぶ。

(出願)

第3条 特別聴講生は、所定の出願書類(別紙様式1)を本校の校長に提出しなければならない。

(受入時期)

第4条 特別聴講生の受入時期は、原則として学年または学期始めとする。

(受入許可)

第5条 特別聴講生の受入許可は、教務委員会の議を経て、校長が行う。

(検定料, 入学料及び授業料)

第6条 検定料, 入学料及び授業料については、徴収しないこととする。ただし、協定書等において別に定める場合は、これによるものとする。

(証明書)

第7条 特別聴講生には、履修した科目の成績証明書等を交付することとする。

(履修許可の取り消し)

第8条 本校学則及び学内諸規則に違背した者、または疾病等やむを得ない事情により成業の見込みのない者について、校長は履修許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 本規程に定めるもののほか、特別聴講生に関し必要な事項は、本校学則及び学内諸規則を準用する。

附則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。